

<障害者タクシー券の助成までの流れ>

- ① タクシー券利用者は、乗車の際にタクシー乗務員に利用券を冊子のまま手渡します。
- ② 乗務員は冊子の表紙記載の氏名と提示された障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の氏名が一致していることを確認するよう努めてください。
- ③ 目的地到着後、料金が1,000円以上の場合、タクシー券を最大2枚、1000円未満の場合、1枚のみタクシー券を切り取り利用者へ返却してください。
返却後、タクシー券の利用枚数に相当する金額を乗車料金から割引してください。
- ④ 利用券に乗車年月日、乗車料金、タクシー券の利用枚数及び会社名を記入してください。
- ⑤ 利用券を月末に取りまとめ、八千代市障害者タクシー券請求書に枚数及び金額を記入してください。
- ⑥ 翌月15日までに八千代市障害者支援課に提出してください。
- ⑦ 提出後、原則、30日以内にご指定の口座にお振込みします。

☆ その他ご不明な点がございましたら下記までお問い合わせください。

〒276-8501

千葉県八千代市大和田新田 312-5 八千代市役所
障害者支援課

TEL 047-483-1151 (内線 3236)

FAX 047-483-2665

Eメール syougaisien3@city.yachiyo.chiba.jp